

鳥取市農業委員会だより

第101号

鳥取市の農業
農家戸数 5,677戸
農地面積 4,274ha
2020年農林業センサス

—とっとり市—

令和3年10月発行・鳥取市農業委員会
〒680-8571 鳥取市幸町71 ☎(0857)30-8482
鳥取市ホームページアドレス <https://www.city.tottori.lg.jp/>



農地パトロール始まる

(2ページに関連記事)

も く じ

- 農地パトロールと利用意向調査について… 2
- 農業者年金に加入しませんか …… 2
- 農地中間管理機構を活用しましょう! …… 3
- とっとりふるさと就農舎 農業研修生募集… 4
- 農地に関するQ&A …… 5
- 農家相談のお知らせ …… 6
- 有害鳥獣について …… 6
- 農作業中の事故に気を付けて! …… 6



稲刈のシーズン

農地パトロールと利用意向調査について

農地パトロール（利用状況調査）

農業委員会では、今年度も遊休農地の現地調査と利用状況調査を実施しています。

「利用状況調査」とは本市の農地全てを調査することにより、無断転用や新たな遊休農地のほか、以前に指導を行った遊休農地の現状を把握し、地域のかげがえのない資源である農地を守るための指導対象とすることや、遊休農地の再生利用に向けた事業に結び付けていくために実施するものです。この調査で、確認された遊休農地や遊休農地の恐れのある農地については、農地としての利用をお願いするとともに、農地の有効利用を進めるため「利用意向調査」を実施することになります。

利用意向調査

農地パトロールで把握した「遊休農地」と「耕作者が不在又は不在となることが確実な農地」の所有者等の皆さまを対象に、農業委員会が①農地中間管理機構に貸し付ける。②自ら買い手または借り手を見つける。③自ら耕作する等の今後の意向を確認します。利用意向調査の回答を踏まえ、農地の貸し付けの斡旋など農地の有効利用を進めていきたいと思えます。

なお、調査のために農業委員・農地利用最適化推進委員及び事務局職員が農地に立ち入ることがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

遊休農地とは（農地法第 32 条）

過去 1 年以上にわたり農作物の作付けが行われておらず、かつ、今後も農地所有者等による農地の維持管理（草刈り、耕起等）や農作物の栽培が行われる見込みがない農地

※作物が作付けされていなくても維持管理がなされていれば遊休農地ではありません。

農業者年金に加入しませんか

～ しっかり積み立て、がっちりサポート 安心で豊かな老後を～

○農業に従事されている方は誰でも加入できます。

60 歳未満の国民年金第 1 号被保険者であって年間 60 日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

○少子高齢化時代に強い年金です。

納めた保険料とその運用収入を、将来受給する年金原資として積み立てていき、年金原資の額に応じて年金額が決まる確定拠出型の年金です。

○80 歳までの保証付きの終身年金です

農業者老齢年金は、原則 65 歳から生涯支給されます。仮に 80 歳前に亡くなられた場合でも、80 歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金が、死亡一時金としてご遺族に支給されます。

○税制面での優遇措置があります。

支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。また、将来受け取る年金も公的年金控除が適用されます。

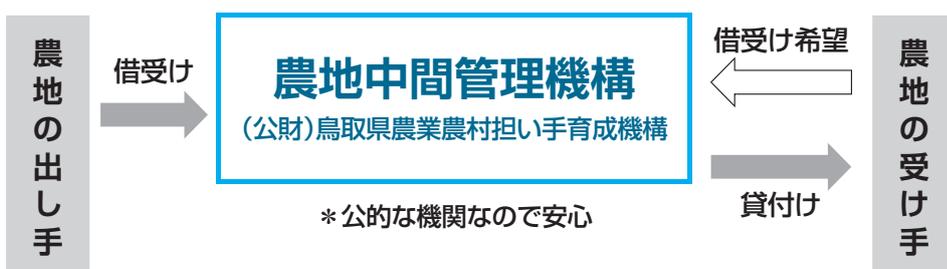
○担い手には保険料の国庫補助があります。

認定農業者で青色申告者であるなどの一定の要件を満たしている方には、保険料の国庫補助（最高 5 割）があります。

農地中間管理機構を活用しましょう!

農地の有効利用を図り、農村の活性化を進めるため、農地中間管理機構（（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構）では、皆様から農地を預かって、担い手に集積しています。

リタイヤ・規模縮小農家等から担い手へ円滑な農地集積を図る仕組み



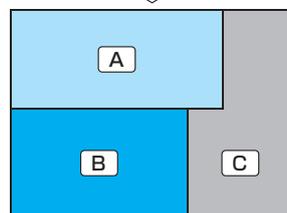
〈農地中間管理機構が行うこと〉

- ① 農地を借受け（必要な場合は基盤整備を実施）
 - ② 担い手がまとまりのある形で農地を利用できるように設備して貸付け
- ※ 集落における人・農地プラン策定の話合いと連動して農地中間管事業を実施

〈農地集積のイメージ〉



分散・錯綜した農地利用



担い手ごとに集約

★耕作ができなくなりそうな場合は



頑張って農業を続けていても、体力の衰えや機械の老朽化などで、営農の中止や規模を縮小せざるを得ない場合があります。このような時には農地を耕作できる人に貸出しましょう。

農地中間管理機構への農地の貸付けについてご検討される場合は、まずは、鳥取市農政企画課担い手支援係にご相談ください。

農地の条件等を確認し、機構に農地を登録します。

★機構に登録した後は



① 受け手との調整を行った後で、農地中間管理機構が農地をお借りし、信頼できる担い手に耕作してもらいます。（農地は貸付期間終了後、必ず返ってきます。）

② 10年以上での貸付けなど、要件を満たす出し手には、経営転換協力金（1.5万円／10a、※上限額50万円／1戸）、また、税金の優遇措置が適用されます。

相談窓口

鳥取市役所 農政企画課又は各総合支所産業建設課

※鳥取市農林水産部農政企画課（0857-30-8305）

鳥取市は機構から業務の委託を受けて、相談窓口業務等をおこなっています。

とっとりふるさと就農舎 農業研修生募集

とっとりふるさと就農舎では、鳥取市内にお住まいの方や鳥取市に定住し就農を目指す意欲ある研修生を募集しています。

○研修内容：研修者の農業経験レベルや研修開始後の技術習得状況に合わせて、次の研修を行います。

【就農舎研修、先進農家研修、経営継承研修】

○研修期間：原則2年間

○研修場所：就農舎及び就農舎管理ほ場（国府地域）、先進農家（鳥取市内）等

○研修期間中の生活支援あり

○応募資格

- ・農業（独立自営就農）に対する意欲があり、原則として満60歳までの方
- ・農業研修終了後に就農し、3年以上鳥取市に定住すること 等

○選考方法：事前に行う農業体験での評価、書類選考、面接及び作文により決定します。

詳しくは、下記問い合わせ先にご相談ください。

【問い合わせ先】鳥取市役所農政企画課

〒680-8571 鳥取市幸町7-1

電話 0857-30-8305 FAX0857-20-3947



農地に関するQ&A

Q：農地に住宅を建てたいのですが何か手続きが必要ですか？

A：農地を住宅や店舗、工場などの建物敷地や駐車場、資材置場など農地以外の用地に転用する場合には農業委員会への許可申請が必要です。なお、市街化区域内の農地転用についても、あらかじめ農業委員会への届出が必要です。

※転用手続きについて 申請の締め切りは毎月20日です。

Q：一時的に転用する場合も許可が必要ですか？

A：農地を一時的に資材置場、仮設事務所、砂利採取場等として利用する場合も転用になり、許可申請等が必要です。

Q：農地を手続きせず転用するとどうなりますか？

A：農地を無断転用した場合、違反者は、最高3年以下の懲役または300万円以下の罰金（法人は1億円以下の罰金）に処せられることがあります。農地転用する場合には必ず事前に許可を受けてください。

Q：耕作目的で農地を買ったり借りたりする場合は、どのような手続きが必要でしょうか？

A：耕作目的で農地や採草放牧地について所有権を移転し、または、使用貸借による権利等を設定・移転する場合には農地法第3条の許可が必要です。

また、期間を定めて賃借する場合、貸し手と借り手の話し合いにより条件を設定し簡単な手続きで契約が結べる農業経営基盤強化促進法に基づいた※利用権設定（賃貸借、使用貸借契約）による方法もあります。※市街化区域の農地は除きます。

Q：農地を相続する場合には農地法の許可が必要ですか？

A：農地法第3条の許可は必要ありませんが、農地を相続した場合は農業委員会への届出が必要です。

◆：届出が必要な方

農地法の許可を要さずに下記の理由で農地の権利を取得した方

- 相続（遺産分割・包括遺贈を含む）
- 法人の合併・分割
- 時効 等

農家相談のお知らせ

農業委員会では、左記のとおり農家相談を開催します。相談希望の方は、事前に最寄りの農業委員（農業委員会事務局）、J A鳥取いなば各支店（鳥取地域）、各総合支所産業建設課にお申し込みください。

時間 午後1時30分～午後4時
内容 農地の売買、貸借、転用、農業者年金 など

とき	ところ
11月2日(火)	J A鳥取支店
11月4日(木)	J A邑美支店
11月8日(月)	J A高草支店
11月9日(火)	J Aせんだい支店
11月10日(水)	J A湖南支店
11月11日(木)	J A湖南支店
11月15日(月)	国府町総合支所
11月16日(火)	福部町総合支所
11月17日(水)	河原町コミュニティセンター
11月18日(木)	用瀬町総合支所
11月19日(金)	佐治町総合支所
11月24日(水)	気高町総合支所
11月25日(木)	鹿野町総合支所
11月26日(金)	青谷町総合支所

有害鳥獣とは

「イノシシが田を荒らした」「サルに果樹をやられた。前はこんなことがなかったのになあ。」年々悪化していく動物による被害。令和元年度の鳥取市における農林水産物等の被害は約1,800万円。最近では市街地にイノシシやクマが出没して人を襲うような事件も発生しています。

このように、農林水産物や人の生活に被害を与える動物や鳥を有害鳥獣と言います。

では、我々はどうのように有害鳥獣の対策をしていけばよいのでしょうか。有害鳥獣の被害を根本的に解決するためには、次の3本柱による地域ぐるみの対策が必要です。

- ① 有害鳥獣の数を減らす
- ② 動物から土地を守る
- ③ 動物が近づかない環境にする



捕獲したイノシシ※鳥取市住宅街付近



畑の作物を食べるシカ※鳥取市内

有害鳥獣駆除とは

有害鳥獣を捕獲して数を減らすことを有害鳥獣駆除と言います。重要な対策3本柱の1つです。

以前の主な鳥獣捕獲手段は、冬に行われる狩猟でした。しかし、それだけでは追いつかないほど野生鳥獣の個体が爆発的に増え、被害が拡大しています。そこで、猟期以外でも自治体が許可を出した鳥獣に限り、狩猟の資格をもった人に捕獲を許可する活動が活発化しました。

▼駆除するには？

捕獲には「狩猟免許の取得」と「鳥取市の許可」が必要です。主に猟友会員が活動しています。が、農家自身が立ち上がり、資格を取り、連携して多数のイノシシを駆除した成功例もあります。

また、ヌートリア、アライグマなど特定の外来種に限っては、講習等を受けて捕獲構成員となれば狩猟免許がなくても捕獲することができます。

▼諦めないで相談を

鳥取市では「鳥獣被害防止計画」に基づき、様々な体制と助成が用意されています。被害に困っている場合は、あきらめず、まずは相談をしましょう。

★次号は被害を防ぐ方法をお伝えします。

農地を活かし 担い手を応援する



毎月4回金曜日発行（月額700円）
 「全国農業新聞」は全国農業会議所が発行する農業委員会系統組織の情報紙です。
 ◎購読申込：農業委員会事務局にお問い合わせください。

農作業中の事故に気を付けて！

トラクター等の農作業用機械の運転に十分注意しましょう。

特に後進時は安全確認を徹底すること。指さし確認等を行いましよう。

圃場や畔、路肩周りの傾斜や凸凹、補助作業中の位置などを確認する。

作業中に稼働部分を点検するときは必ずエンジン切る。

作業が終わったらブレーキペダルを連結する。

編集後記

秋の実りの季節になると、収穫物に誘われて、イノシシ・シカ・サルなど有害鳥獣の活動が活発になる。我が家の近くの田や畑には、イノシシ除けの電気柵やビニークのテープが貼り廻り、夜中も防獣ライトがピカピカ光って警告をしている。それでも、電気柵の下をくぐり抜けてイノシシやシカに入られ被害がたまた話が聞こえてくる。人と動物との生活圏が近くなっているため、根気強く鳥獣対策を継続していくことが必要だ。(丁)